

---

平成26年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成26年3月24日(月曜日)

---

議事日程(第4号)

平成26年3月24日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 議案第22号 周防大島町職員の再任用に関する条例の制定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第23号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 議案第24号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第14 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第15 議案第26号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第16 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）
- 日程第17 議案第45号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第18 議員派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第10 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計予算（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第11 議案第22号 周防大島町職員の再任用に関する条例の制定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第12 議案第23号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正

について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第13 議案第24号 周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第14 議案第25号 周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第15 議案第26号 周防大島町船舶職職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第16 報告第3号 専決処分の報告について（変更契約、法第180条関係）

日程第17 議案第45号 平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）

日程第18 議員派遣について

---

出席議員（16名）

1番 魚谷 洋一君	2番 平川 敏郎君
3番 田中隆太郎君	4番 広田 清晴君
5番 荒川 政義君	6番 中本 博明君
7番 松井 岑雄君	8番 今元 直寛君
9番 尾元 武君	10番 平野 和生君
11番 吉田 芳春君	12番 濱本 康裕君
13番 新山 玄雄君	14番 小田 貞利君
15番 魚原 満晴君	16番 久保 雅己君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 西村 利雄君	議事課長 中村 和江君
書記 大下 崇生君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	副町長 …………… 岡村 春雄君
教育長 …………… 西川 敏之君	公営企業管理者 …………… 石原 得博君

総務部長	……………	星出 明君	産業建設部長	……………	佐川 浩二君
健康福祉部長	……………	川口 満彦君	環境生活部長	……………	奈良元正昭君
久賀総合支所長	……………	松村 正明君	大島総合支所長	……………	福田 美則君
東和総合支所長	……………	藤山 忠君	橘総合支所長	……………	吉村 昭夫君
会計管理者兼会計課長	……………			……………	岡本 洋治君
教育次長	……………	西本 芳隆君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君

---

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。18日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

日程第1. 議案第1号

日程第2. 議案第2号

日程第3. 議案第3号

日程第4. 議案第4号

日程第5. 議案第5号

日程第6. 議案第6号

日程第7. 議案第7号

日程第8. 議案第8号

日程第9. 議案第9号

日程第10. 議案第10号

日程第11. 議案第22号

日程第12. 議案第23号

日程第13. 議案第24号

日程第14. 議案第25号

日程第15. 議案第26号

○議長（久保 雅己君） 日程第1、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計予算から日程第15、議案第26号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてまでの15議案を一括上程し、これを議題とします。

3月6日及び7日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会報告書が提出されておりますので、15議案について、各常任委員長の

審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。田中議員。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） おはようございます。総務文教常任委員会を代表いたします。本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月10日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号の本委員会所管部分、議案第9号及び議案第22号から議案第26号の付託議案7件について、お手元に配布いたしているとおおり、いずれも全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たり、その過程における委員からの発言等について、その主なものを申し上げます。

まず、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、津波ハザードマップについて、避難所の明記はあると思うが、津波の場合と台風等の場合では避難する場所を勘違いしてしまうのではないかと、どのような対応をお考えかという質問に対し、ハザードマップの内容は、国からマニュアルが示されていないため、まだ決まっていない。今後、国や県と相談しながら避難所を明記したいと思うとの答弁でした。

自主防災組織等の訓練及び資機材はそれぞれ何件予定しているのかとの質問に対し、自主防災組織の訓練補助は20件、防災資機材は15件で組んでいるとの答弁でした。

また、本町は、自主防災組織の組織率は対外的に100%組織されていることとなっているが、町で認定した自主防災組織は22%と聞いている。町としてはどれくらいを目標としているのかという質問に対し、目標はないが、できるだけ多く組織化してほしいと思う。現在、42件の自主防災組織に加えて新たに6件ぐらいは組織をつくりたいと言ってきている。いろいろな集会で必要性を説いていきたいと思うとの答弁でした。

次に、政策企画課関係で、国庫補助金のうち、社会保障・税番号制度システムの整備費の補助率は10分の10か、ハード面、ソフト面もあるのか、来年の10月1日から稼働開始なのかについて質問があり、補助率については、住基システムの関係は10分の10、税務システムの関係は3分の2、国保・後期高齢者等の関係は3分の2、年金の関係は10分の10で、全部ソフト事業である。稼働開始については、住民の皆さんに番号をお知らせするのが27年の10月1日から。各省庁間の運用は平成28年1月から順次稼働していくとの答弁でした。

次に、財政課関係では、普通交付税について、合併後10年間経過による影響及び見通しを聞きたいとの質問に、合併後10年間は旧町個別に算定し合算したものを適用する特例措置がとられてきたが、平成27年度より周防大島町1つとして算定する一本算定との乖離分が段階的に縮

小さされる。平成25年度の合併算定と一本算定の乖離額は約16億円となっている。国はこうした状況に対する緩和策を検討しているようであるとの答弁でした。

また、ちびっ子医療費助成事業基金及び福祉医療費一部負担金事業基金の積み増しは1年分かとの質問に、約3年分を積み増す予定であるとの答弁でした。

次に、契約監理課関係では、13委託料の契約・工事管理システム保守料19万5,000円とは何かとの質問があり、平成25年度に全体で30台システムを導入した契約監理課における指名、入札、契約、検査及び随意契約等事務に係る契約管理システムの保守料であるとの答弁でした。

続いて、教育委員会関係では、まず総務課において、歳入の学校給食費の他市町の状況は。草刈り賃金は、町の基準に基づいての支払いか、ほかによるものか。浮島小学校調理場を橘学校給食センターへ統合した場合、保温や衛生上問題はないのかとの質問に、学校給食費については、他市町の動向について確認はしている。草刈り賃金は、町の基準によるもので、給食の提供時間は、調理後から概ね2時間以内であり、保温性のある食缶を使用するので、衛生上は問題はないとの答弁でした。

また、アレルギー問題とは、具体的にはどんな状況で、弁当の場合の費用負担はどのようになっているか。食物アレルギーの除去食や代替食とは、また代替食をつくるための費用を計上しているか。アレルギーの症状はどんなものか。また、アレルギーの問題は、急にでてきた話か。今までの答弁を聞いていると、今年から急にアレルギーの対応が出てきたように思えるがどうかの質問に対し、アレルギーについては保護者からの診断書等の提出により対応している。食物アレルギーの対象品目により、代替食は除去食で対応している。小麦等混入品目を判別しにくい食材の場合は、弁当を持参していただいております、個人で負担してもらっている。除去食については、原因食材を除去、代替については別物を提供する。いずれにしても、調理を別に行う必要があるため手間と費用がかかる。アレルギー症状は、呼吸困難を引き起こしたり、ひどい場合には、死に至る場合がある。2年ぐらい前から対応している。従来も事例はあったが、特に経費は見越していなかった。26年度から新たな委託に変わるため、経費の中に組み込んだ。教育委員会としても、アレルギーの対応は、事例も多く出の中で、業者の善意に求めるだけでは困難であることを認識しているとの答弁でした。

また、浮島のみ配送経費を計上しているのは何故かとの質問に、委託算定の時には、浮島の統合を考えていなかったため、別契約ということになり、27年度以降は、財政課と協議して調理業務に統一したいと思うとの答弁でした。

太陽光発電の買電価格はいくらか。単価の期限はあるかとの質問に、電力会社に確認したところ買取価格の保証期間は、初検時から10年間とのことでしたが、その後は、経済・社会情勢に

よるもので不明とのことでした。

学校教育課関係では、SSW（ソーシャルスクールワーカー）派遣事業は、新規事業なのか。また、いじめをなくすため、どのようなことに取り組んでいるのかの質問に、SSWは、これまで県の予算で派遣していた。来年度はSSWの派遣に係る経費の3分の1を町が負担することになった。いじめ対策として、各学校において、毎週1回いじめに関するアンケートを行い実態把握に努めているとの答弁でした。

次に、学校現場を見ると、教師がいじめ問題の対応に疲れているように思う。実態把握のためのアンケートは今後も続けるべきだが、学校現場だけで解決しようとするのではなく、地域の人の力も取り入れていくべきだという質問に対しては、いじめ問題は学校だけで解決できないケースもある。今、各学校で取り組んでいるコミュニティー・スクールでは、地域の皆様のアドバイスを積極的に取り入れている。町内の教員の約6割が町外からの通勤者であることもあり、地元の皆さんにも加わっていただいで、真摯に話し合える環境を学校内につくっていききたいとの答弁でした。

また、スクールソーシャルワーカー派遣事業の説明にある「専門的な知識や技術を有する」とは、どのような内容なのか。また、「学校外の関係機関」とは何を指すのか。それと、コミュニティー・スクール事業の説明にある「スーパーバイザー」とはどのようなものなのかという質問に対しては、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士の資格を持っており、専門的な知識や技術を有している。また、学校外の関係機関とは、例えば児童相談所や臨床心理士であり、場合によっては、町福祉課の協力もいただいている。スーパーバイザーは公募により採用し、6月からのスタートを予定している。コミュニティー・スクールの推進役として、各学校間の調整やコミュニティー通信の発行等を行うことにより、学校を核とした地域づくりにつなげていきたいとの答弁でした。

社会教育課関係については、ふるさと文化推進事業のうち文化振興会関連で、平成28年「大島口の戦い」から150年の節目の年に当たるとともに、来年のNHKの大河ドラマが吉田松陰の妹をテーマとしたドラマであることから、前年、平成27年度あたりから、文化振興会が「大島口の戦い」から150年を契機に行事に取り組む場合、教育委員会としても協力いただきたい。また、周防大島文化交流センターについて建設から10年を経過し、宮本常一の冠のついた建物の名称を検討していただきたいとの質問に、「大島口の戦い」から150年を記念して、文化振興会が行事を行う場合、教育委員会が協力できるものは行う。文化交流センターの名称については、運営協議会においても提案されたが、検討したいとの答弁でした。

久賀公民館の耐震補強の事業について、設計費を計上しているが、建物の建てかえは検討しないのかという質問に対して、耐震の2次診断で、耐震補強で十分との報告であるため、建物の建

てかえは検討しないとの答弁でした。

体育施設管理費について、昨年度との増減で主な要因はプール用地買収の減と説明があったがどうかという質問に対しては、体育施設管理費のうち海洋センター管理運営経費について、プール用地買収と横見の艇庫の工事請負費の減であるとの答弁でした。

なお、総合支所、税務課、会計課、議会事務局に対して、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、国・県補助金について、前町長時代に前島・浮島航路をいずれ統合すると説明を受けたことがあるが、その後、国・県から統合の話があるのか、以前、前島町民から前島を買ってくれという話があったが、その後、島民から話があったか、離島の維持管理費は、年間相当な金額になると思うが、し尿はバキュームで取って船で持って帰ると思ったがといった質問に対して、前島・浮島航路の統合の話は特になし、前島航路については、島民の減少により船舶更新などの補助事業関係が難しいという話が出てくるかもしれない。当時の記事が中国運輸局の目にとまり、「人口14人で離島航路とはいかがなものか」、という話があったが、今は17人に増えており、離島航路補助として成り立っているようだ。それ以降は何も聞いていない。離島のし尿は、バキュームで取って帰っている。

また、スナメリは観光協会のホームページであれほど宣伝しているが。スナメリウォッチングをツアーに入れた。遭遇する確立は5割以上あると聞いたとの質問に対し、平成24年度の利用者数は約3千人だったと思うが、平成25年度は2月末現在で4千人を越えている。業務日誌にスナメリ遭遇を書いてもらっている。遭遇は夏場が多い。月の15日ぐらいはいた、と書いてあった。冬場は餌の関係か遭遇回数は少ないようだとの答弁がありました。

最後に、議案第22号周防大島町職員の再任用に関する条例の制定から議案第26号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 総務文教常任委員長の報告が終了しましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 総合支所等についてはありませんでしたというのが、委員長の報告でありました。実際的に、本年度事業で、所管課でふといるのが、橘総合支所建設事業の1億7,155万4,000円、これ前後含めて。それと日良居調査整備事業8,765万3,000円、合わせて2億5,800万円余りが、いわゆる施設の建てかえ及び日良居部分ですが、実際的に、今から先、いわゆる設計が始まって、工事が始まりますと、それに伴い、その間の間の運用とか、



間の間の運用、工事が始まってからどういう運用をしていくのかという部分と、合わせて規模、いわゆる規模について、この2億5,000万がどのぐらいの規模にあたるのかという部分で、総務常任委員会で議論があったらですね。それと、執行部からこの部分について補足説明があったら報告を求めたいというふうに思います。以上です。

○総務文教常任委員長（田中隆太郎君） 広田議員の質問に対してお答えします。

各委員からそういう質問はありませんでした。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷民生常任委員長。

○民生常任委員長（魚谷 洋一君） おはようございます。民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月10日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第1号の本委員会所管部分から議案第4号及び議案第10号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

審査過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第1号一般会計予算について。

福祉課関係では、委員より保育料同時入所2人目以降無料化事業について、公立保育所の対象者は何人かとの質問に対し、蒲野保育所4人、久美保育所7人、日良居保育所5人の計16人を見込んでいるとの答弁でした。

福祉タクシー利用助成事業及びちびっ子医療費助成事業の対象者は何人かとの質問に対し、福祉タクシーは高齢者1,218人、身体障害者301人、人工透析患者25人の計1,544人、ちびっ子医療費は595人を見込んでいるとの答弁でした。

町社会福祉協議会補助金の事業ごとの内訳はとの質問に対し、会長活動事業42万円、福祉活動専門員設置事業2,061万1,000円、地域福祉活動センター運営事業1,175万5,000円、ボランティアコーディネーター設置事業806万2,000円、運営費補助事業691万2,000円、福祉の輪づくり運動推進事業20万円、日常生活用具給付事業6万5,000円、健康で自立した生活支援事業30万円、ふれあいいきいきサロン推進事業

116万7,000円、障害児放課後クラブ事業408万3,000円の計5,357万5,000円であるとの答弁でした。

私立保育所の施設整備補助金の基準額はとの質問に対し、補助率は4分の3で、上限100万円であるとの答弁でした。

私立保育所の保育士等处遇改善臨時特例事業交付金はどのような組み方かとの質問に対し、民間施設給与等改善費から平均3.2%という町全体の平均加算率を計算し、この平均加算率に適用単価及び年齢ごとの児童数を掛け合わせて予算計上している。4月と10月の受入児童数に応じて支払うとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より主要事業（幸せに暮らせる町づくりのために）の拡充項目について説明を求められたことに対し、健康増進計画推進事業については、減塩運動「ちよび塩」の推進、啓発を行う。健診・保険指導については国保事業になるが、特定健診の受診率向上のため、無料クーポン券の配布や自己負担金を減額する。働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業については、過去4年間に節目検診として子宮がん・乳がん検診の無料クーポン券を配布したが、無料クーポン券を配布しても未受診であった人に対し、再度無料クーポン券を配布することにより、受診を促す事業であるとの答弁でした。

次に、議案第2号国民健康保険事業特別会計予算について。

税務課関係では、委員より国保税に係る平均割、均等割、所得割の人数等はとの質問に対し、平均割が3,940世帯で対前年115世帯の減、均等割が6,382人で対前年177人の減、所得割が世帯数1,818世帯、被保険者数3,536人であるとの答弁でした。

次に、健康増進課関係では、委員より歳入については、国庫負担金の補助率が34%から32%と低くなったこと。結核・精神に対する特別調整交付金の算入分が落ちてきていること。また、その他一般会計からの繰入金の前年度に比べ3,000万円程度ふえていることが特徴で、国保会計が厳しくなっているということよいかとの質問に対し、そのように考えられるとの答弁でした。

平成26年度改正後の賦課限度額の内訳はとの質問に対し、賦課限度額は81万円で、その内訳は医療分51万円、介護分14万円、後期支援分16万円であるとの答弁でした。また、介護分と後期支援分が上がることについては、国の方針により平成26年度から、それぞれ2万円ずつ引き上げられる。一方で、低所得者の負担軽減として、2割軽減、5割軽減の拡大に伴い対象世帯数が大幅にふえるが、これについては、国より補填されるとの答弁でした。

当初、予算化したその他一般会計からの繰入金について、赤字補填に充てた残りについては、全額を繰り入れ国保会計に残すということを常に心がけていただきたいとのことに対し、国保会計についてはゼロ決算にするため、一般会計から繰り入れている。町長の考えは累積債務化しな

いことであり、その年度の収支は一般会計から補填して収支ゼロとし、翌年度に赤字を繰り越さないという考えで、これまで国保会計の運営を行っている。また、県に財政運営を移管する可能性が非常に高くなっており、平成27年度法制化、29年度に県に移管するという一方で、今後どのような制度にするのか、これから決められると思われるので、仮に多くの積立金を残すことにも問題があるのではないかと考えているとの答弁でした。

次に、議案第3号後期高齢者医療事業特別会計予算について、質疑はありませんでした。

次に、議案第4号介護保険事業特別会計予算について、委員より県からの借り入れの返済が終るとのことであるが、次期6期の計画はいつからかとの質問に対し、平成26年度に策定作業を行い、期間は平成27年度から29年度までであるとの答弁でした。

次に、議案第10号公営企業局企業会計予算について、予算案の説明に先立ち、石原公営企業管理者より、現在の公営企業局の状況及び考え方について報告がありました。そのうち各施設等の概要について御紹介いたします。

東和病院は、昨年6月に東棟が新築となり、耐震化整備特別事業の補助金の関係で6床減少し、現在一般病床125床ですが、看護単位の関係もあり、実質114床で運営しています。外来患者は1日平均196人を見込んでいます。

機器に関しては、MRIは1.5ステラーを購入し、昨年12月には電子カルテを導入し、患者さんに安全で優しい医療を提供しています。

医師は内科医6人、外科医2人、整形外科医1人の計9人の常勤医師と、泌尿器科、眼科、耳鼻科、皮膚科などの非常勤医師が勤務しています。また、発達小児科や肝臓外来などの特殊専門領域もあります。

次に、橘病院ですが、病床数は36床です。外来患者は1日平均134人を見込んでいます。

常勤医師は内科医2人、眼科医1人、歯科医1人の計4人で、昨年4月から東和病院や山口大学より内科医の応援があります。安下庄地区には歯科診療所がありませんので、採算は別にして歯科は絶対に必要と考えています。また、整形外科、泌尿器科、耳鼻科、皮膚科は週1回ないし2回非常勤医師により外来検診を行っています。

大島病院は39床の一般病床と60床の医療療養型病床です。一般病床の基準看護は1.3対1です。外来患者は1日平均187人を見込んでいます。

東和病院の内科医が外来を週1日応援しています。また、昨年4月から周東病院の循環器専門の内科医2人が、外来を週2日担当をしています。

外来も充実していますので、町民の皆さんが大島大橋を渡ることなく、周防大島町の診療所や病院を利用してくださることを切に希望します。

3病院ともに常勤医師は不足していますので、山口県、山口大学、自治体病院協議会や民間機

関をとおして医師確保に努めています。

健康づくりに必要な予防医学については、椎木町長の発案により脳ドック検診を初め毎年約200人が受診しています。発症前に脳血管障害が発見され、手術を受けられた方もおります。前立腺がんに対する検査では、年間10人以上の方が異常を指摘され早期に治療を受けています。

また、若手医師の研修や医学生の教育にも協力しています。

次に、老健施設について、さざなみ苑は80人、やすらぎ苑は50人の定員です。

定員50床の老健施設では、ほぼ満床でも赤字ですので、第5期介護保険事業計画において、平成26年度にやすらぎ苑30床の増床を計画しましたが、入所者のニーズ、財源等を検討した結果、現状では増床は難しいと判断しました。さらに現在の施設の老朽化による改修をせざるを得なくなり、平成26年度において2億5,210万6,000円の予算要求をしました。

看護学校については、ことし4月には32人の卒業生のうち8人が周防大島町立病院に就職します。

居宅介護及び訪問看護については、在宅看護や介護は今後ますます必要となってきますので、さらに充実していきたいと考えています。

不採算部門を多く抱え、非常に厳しい経営状況ではありますが、地域医療を守るためにも、3病院を堅持し経営改善に全力を上げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

石原公営企業局管理者からは以上であります。

それでは、質疑内容について報告いたします。

委員より、合併当時、看護学校は黒字であったが、ここ3年くらい赤字と見受けられる。その原因は寮費など事業収益の減によるものなのか、もしくは費用の増なのかとの質問に対し、授業料については、平成24年度から増額したので、ここ数年は収入増を見込んでいる。収入の減では、今は社会人枠を増したため、寮に入らず通学がふえており、102室中70から80室を使用し、若干空き室が目立つ状況である。これにより寮費、食費も減ってきている。支出では、医療職(三)から教育職の給料表へのシフトや教員増加に伴うもの、定期昇給等の影響もあるとの答弁でした。

看護基準13対1、10対1に見合う看護師の数はどれくらいなのかとの質問に対し、大島病院の看護師の数でいえば既に10対1は確保できるが、単純に平均在院日数の問題がある。東和病院は15対1をとっている。13対1もとれる看護師の数はいるが、病床数が多いので難しいと思われるとの答弁でした。

公営企業会計において、備品は幾らから減価償却できるのかとの質問に対し、一品当たり20万円以上が企業債の対象となることから、税込み20万円以上から資産計上し減価償却をす

るとの答弁でした。

大規模災害に対する食糧、伝達ネットワーク、協力体制等はどうなっているのかとの質問に対し、現段階では3病院を拠点とする具体案、体制はまだつくっていないが、毎月施設長等を集めた定例会を行っているので、今後体制づくりを検討する。また、当局以外の柳井地区周東総合病院をあわせた体制も考えていく必要があるとの答弁でした。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井建設環境委員長。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

当委員会は、3月10日、委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり、執行部からの説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第1号のうち本委員会所管の部分及び議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号の付託議案5件について、お手元に配布しておりますとおり委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定をいたしました。

審査に当たりまして順次に沿って、その過程における発言等のうち主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係の一般会計では、委員より、衛生費県補助金の水価安定補助金が約2,600万円に減少したのは何年度からかについての質問に対して、平成24年度からの用水供給事業分が5年間の暫定措置分となったことによるものであるとの回答でありました。

簡易水道事業特別会計では、委員より海底送水調査検討業務の内容はについての質問に対して、送水管を引くルートや配水池の位置、概算事業費等の全体構想の調査費であるとの回答でありました。

年間の責任水量と使用水量の状況についての質問に対して、1日当たりの責任水量は8,215トンで、年間の責任水量は365日を掛けた約300万トンとなっている。使用水量

の使用率については、責任水量の75%程度となっている。

次に、下水道特別会計では、委員より、久賀・大島地区の下水道計画の説明会では、反対の声があったが、その後の状況についての質問に対しまして、久賀・大島地区での6回説明会を、自治会長との説明会を3回行い、その後、都市計画決定の素案の説明会を行ったが、特段反対の意見はなかった。また、公聴会を行う旨のお知らせをしたが、公述の申し出もなかったことから、概ね理解は得られたものと判断をしているとの回答でした。

下水道の認可地域の場合、合併浄化槽は補助対象にはならないとのことだが、その考え方と今後の方針についてどう考えているかの質問に対しまして、下水道の認可区域内については、合併浄化槽は国庫補助の対象にはならないので、単独分として3基を予算計上している。安下庄などの公共下水道や集落排水事業の区域は、既に認可区域になっているので、費用対効果を検討して単独分を選択した場合には補助をしている。今後において事業開始となる地域については、原則は国庫補助の対象にならないが、平成32年度までの区域認可を受けることにしているので、取り扱いについては事業の進捗状況により、まだ議論の余地はあると考えているとの回答でありました。

次に、農業集落排水事業特別会計では、委員より農業集落排水事業の加入率は何%か、増加する見込みはあるのかの質問に対しまして、加入率は72.2%で、加入については徐々ではあるが増えているとの回答でありました。

次に、漁業集落排水事業特別会計では、委員より浄化センターの脱水機の耐用年数は何年なのか、原因は塩分によるものなのかについての質問に対して、耐用年数は15年で、現在、設置後16年が経過している。原因については経年劣化によるものであるとの回答であります。

次に、生活衛生課関係では、委員よりごみ収集処理委託料が前年度よりも増加されている理由は。また、年間のごみ処理量について増加しているのか、減少しているのであれば委託料については減額すべきではないかの質問に対しまして、今年度は消費税率改正により120万円増加している。年間のごみ処理量については減少しているが、収集の日数や時間が減っているわけではなく、人件費については逆に上昇をしている。また、自治会からの要望でごみステーションについてはふえている状況にあるとの回答であります。

高齢者からのごみの分別がわかりにくいとの声を多く聞くが、何か一工夫を凝らすことはできないか、また、分別していないと収集をしていないが、その後どのような対応をしているのかについての質問に対しまして、収集で残されたごみについては、理由を張り紙にして注意している。ごみを搬入した人が特定できれば説明も行っている。また、自治会から要望があれば説明会をすることにしている。分別については、できるだけリサイクルし、ごみを減らすため他の市町と比較しても分別を細かくしている。分別の手引きを更新したり、職員が説明に出向いたりして今の

分別体制を維持したいと考えている。また、ごみの分別を細分化することにより施設の延命化にも繋がっているとの回答でありました。

農林課関係では、委員より農地中間管理機構について、新しく農業を始めたいという人が農地を借りる場合に、今までと同じ方法で農地の使用貸借をできるのか。また、機構が集積した土地を貸す場合には公募になるのか。個人でも借りられるのか。売買はできるのかとの質問に対しまして、これまでと同じ方法で貸し借りができる。農地中間管理機構を必ず間に介する必要はないので、これまでどおり個人間で利用権設定もできる。機構では借り手は公募による募集となり、主に個人が借りることになる。機構は貸借のみであり、売買については取り扱わないとの回答でありました。

耕作放棄地解消発生防止基盤整備事業の場所、事業内容、受益者負担はあるのかの質問に対しまして、場所については、久賀地区の畑能庄、上田ヶ丘及び戸田地区であり、戸田地区については調査が始まる。事業内容は園地整備として主に農道、水路の整備を各園地にパイプラインによる水の送水事業を実施する。また、園地を再編して区画整備も行う。受益者負担もあるとの回答でありました。

また、委員よりガルデンヴィラ大島の利用状況は、どこの方がお借りしているのか、農業指導の状況についてどうしているのか、耕作地はどこにあるのかとの質問に対しまして、全部で12区画あるが、空き区画は現在のところはない状況である。4月に7区画空くので募集をしているが、応募を多数を見込んでいるのですぐ埋まると考えている。農業指導については、施設管理人が野菜の作付けや栽培方法を指導している。この施設は滞在型なので、耕作地は建物の横に隣接しているとの回答でした。

次に、水産課関係では、委員より水産多面的機能発揮対策事業の採択は、平成25年度申請分のみとされていたが、新規が認められるのかについての質問に対して、国からの予算追加があり、既存グループの追加要望を優先した上で、新規採択が認められることになったとの回答でした。

また、クルマエビの放流をそれぞれの組合で実施しているが、水揚げ実績をそれぞれの組合で把握できるのか。また、カレイなどの種苗生産の形態はについての質問に対しまして、種苗放流による効果と水揚げ高の増加の因果関係を示すのは難しいが、明らかに漁獲高の増加が見られる魚種もある。カレイなどの種苗の形態は、県栽培漁協公社にて卵から放流できるサイズまで育成された種苗を購入して放流しているとの回答でありました。

次に、建設課関係では、委員より、町道三ツ松東線の改良工事において、防犯灯の設置の予定はあるのか。また、工事の終了年度は平成26年度なのかについての質問に対しまして、本事業は交付金事業で実施するので、交差点箇所や横断歩道の部分については、道路照明として設置は可能であるが、交付金を活用しての防犯灯設置は困難と思われる。別の事業で設置となる。工事

の終了年度については、平成26年度において用地及び移転補償を完了させ、平成27年度においての事業を完了させる予定である。

また、屋代川の浚渫については、今後引き続き実施する予定はあるのかとの質問に対しまして、屋代川については、現在、計画河床高よりかなり下がった区域があり、その下がった部分に水が流れている状況であり、護岸の基礎が洗掘されているので、逆に計画河床高よりも下がった部分については土砂を埋める必要がある。県もこのような状況を踏まえ、屋代川の土砂の堆積状況を調査し、計画的に浚渫を実施すると聞いている。町としても引き続き県に対して要望を行っていくとの回答でありました。

新年度からの住宅リフォーム助成事業において、制度及び助成金額等の変更はあるのかとの質問に対しまして、本事業については、多数の方から継続要望も踏まえ、また、人口定住の促進を図る目的を加え、条件を緩和して事業を延長することにした。対象物件については、町内の既存住宅として、空き家も対象とすることにより町外の者も助成対象に含むことになる。また、3年間は一人、一つの住宅リフォーム工事について、1回限りとしていたが、同一住宅の工事を1回限りとし、過去の受給者に対しても実家などの別の住宅を改修する場合には対象となる。ただし、同一申請者が当該年度の複数申請はできない。町外の者についても従来どおりの滞納者の調査は行い、また、調査のための世帯全員が記載された住民票を添付させる。工事内容の変更は可能だが金額の増額変更は認めない。当予算は1,800万円に達した時点で受け付けを終了するとの回答であります。

次に、商工観光課関係では、委員よりスポーツ観光誘致事業について、サイクリングコースや受け入れ態勢についての町内の協議や大会実施に係る経済効果についてどう考えているのか。また、警備上の問題、安全の確保等はどうかの質問に対しまして、このロングライド事業は、タイムを競わず楽しみながら長距離を走るサイクリングのことで、JTBから誘致企画の提案が柳井商工会議所を通じてあり、西日本3大ロングライドに育てようというものである。サイクリングコースの柳井市のウェルネスパークを出発点にして時計回りに周防大島を一周して、柳井市から平生、田布施を周回する。経済等の効果については、参加予定者は1,800人程度、大会前日の宿泊1,000名を目標とし、町のPRと観光を含めた交流が促進されると考えている。サイクリングについては、交通規制はかからない一般車両として通行するものだが、安全確保という点で警察の指導を受けることになる。現在、誘致委員会として柳井警察署と事前協議を行っている。今後も、実行委員会設立後、警察署交通課との協議、指導を受けながら具体的な計画を策定することとなるとの回答でありました。

また、道の駅に設置の電気自動車充電器の充電時間はどのぐらいかかるのか。また、充電は有料か、無料かについての質問に対して、30分で80%程度の充電が可能である。充電使用料に



については、無料を予定しているとの回答でした。

次に、竜崎温泉の設備改修工事は、現在の特殊仕様による管理コストの削減、かつ、安全性を高めるため温泉水をセピア色から白湯へと変更するという説明だが、セピア色の湯は一箇所も残らないのか。また、改修することによりどのくらいの経費節減になるのかの質問に対しまして、より安全性を高めるために、塩素と銀イオンによる併用殺菌をやめ、規定値の塩素を投入して殺菌を行うと温泉水が黒色化するため、セピア色の湯を残すことはできない。水風呂以外の系統をセピア色の湯から白湯にする予定にしているが、ただ、1系統ぐらいいは除鉄、除マンガンをしなない配管ができ、かつ、経費的な問題が小さければ白湯以外の湯が可能なるか否かを検討したい。経費については、特殊キラーサンド交換経費が3年間で400万円、メンテナンス経費が約230万円程度の節減になる。

また、竜崎温泉管理運営経費の指定管理回数券利用負担金については、いつまでも買い戻すのではなく、期限を定めて残った回数券については、来年3月までに新しい回数券と交換するようにしたかどうかの質問に対しまして、現在、購入者が保有している旧回数券の利用を促し、使用できなかった回数券については、使用期限を定めない新しい回数券への交換で対応することを考えているとの回答でありました。

また、委員会として竜崎温泉施設の収支資料を提出してほしいとの要望がありました。

以上が、本委員会に付託された議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決を賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

**○議長（久保 雅己君）** 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

**○議員（4番 広田 清晴君）** 最後に報告された竜崎温泉に関する部分について質問をします。

いいのですが、かつてトラブルがあったときに、いわゆるセピア色の部分は旧橘町から出発したときから、いわゆるこの形態でいくんだということで当時も議論されました。ここに来て、実際的に、いわゆる管理コストとかそういう面から、いわゆる変更するというような、過去の部分からしたらどういふうな議論経過になったのかということで、もし、議論の経過があれば報告していただきたいというふうに思います。

**○建設環境常任委員長（松井 岑雄君）** ただいまの御質問に対しまして、うちの委員の中からも、セピア色を残したらどうかというのもありました。ただし、ボイラーの、今使用している本数は8本ぐらいだと思いますけども、セピア色の一色ぐらい残したらどうかというのもありましたので、これから検討課題になるかとか思います。

ただし、白湯にしますとボイラーの台数も減らせるというので経費節減を図れるということは、説明はございましたけどもこれからの課題になると思いますので。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） もう1件ほど委員長のほうに質疑をしちよきたいと思います。

農業に関する部分で、実は多くの議員からも、住民からも要望、意見が多かったイノシシ対策についてです。これは補足説明等であったかどうかはわかりませんが、特に、イノシシ被害に対する対策は強化してほしい。いわゆるきちっと予算計上してほしいというのが、議員及び町民の声ではなかったかというふうに考えておりますが、この件で執行部からの補足、もしくは議員からの質疑の中で、特徴的な意見があったら御報告をお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○建設環境常任委員長（松井 岑雄君） 今回の質問に対しましては、そういうことは出てませんが、現実にご存じのように数多くの町民の皆さんが免許の取得をしていただいて対策を講じる、執行部だけではとても間に合わないと思いますので、そういった事業にかかわっている町民の皆さんに免許取得をしていただいて、少しでも捕獲ができるような形に変えないと、いかんせんどうにもならないかなと思ってます。よろしく申し上げます。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

建設環境常任委員長、大変お疲れでございました。

午前10時33分休憩

.....  
午前10時45分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから、討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案1号、反対の立場から討論をしたいというふうに思います。

私は、今まで国の悪政、この大もとから地方自治体の役割りというのは、あくまで町民の目線で仕事を考えるべきだ。また、予算をつくりだしていくべきだ、いう立場から討論をしてきました。

御承知のように、わずか10年前ですが、当時、三位一体の改革というのが国の政策でやられました。当時、私は三位一体の改革ではなしに、三位一体の改悪でないかということを描きました。結果として、3年余りで後期の交付税、これが10億円カットされたというのは記憶に新しいところです。今回の、いわゆる予算を考えたときに、どうゆう視点で町長が予算付けをするかどうたら、やっぱり消費税に対する町長の認識がそのまま表れた予算であるというふうに考えております。

実際、考えてみてほしいのは、町長は税と社会保障の一体改革という言葉を盛んに使われました。しかし、果たしてそうでしょうかという点です。いいますのが、負担増8兆円ということは消費税で言われております。そして、その他、いわゆる国民の立場からすればどうかといえば、実際的には医療改悪、いわゆる高齢者の医療費の1割負担が2割負担にもっていかれる、いう側面があります。もう一つは年金の減額です。昨年10月から始まりました。そして、もう一つは介護保険、後期高齢者保険、これらも実は負担増、またいろんな改悪がもう既に予約されております。

こういう中で、町長が新年度予算を編成しておくわけですが、ならば、私は少なくとも、町民の負担をどう抑えるか、いう点に力点をおいていただきたいということが、私の大きな要求でありました。いいますのが、こま分け表現はおかしいですが、全町民に結局広がっていく、例えば、ごみ袋、これの値上げに始まって、ありとあらゆるものに網羅した体系がつけられたというのが、今年度の予算の特徴です。でまた、実際的には、考えていただきたいのは、こういうことをやっていくと、結局はますます過疎になる、ということにつながっていく。非常に住みにくい大島になっていくんじゃないかというのが危惧しているところです。

当然、これまで私どもが要求した部分について応えてくれた、当然、中身これはあります。例えば、3年前、4年前になりますか、議論した住宅リフォーム助成事業、これなんかは3年過ぎて今年度予算付けしたり、また、定住促進としては、子育て支援、例えば2子目の子供たちの保育料の免除なんかは、当然定住促進に役立つというふうに考えております。

しかし、全体予算として見れば、例えば、いわゆる繰出金、他会計繰出金に表れてくる一つ一つのもの、例えば、こないだもニュースでやってございましたけど、離島の関係で言えば、子供たちは、高校生通学定期なんかは値上げをストップしちよる自治体もあります、現実に。やっぱりそういう視点が、私は当然必要ではなかったか、いうふうに考えております。

ぜひとも、これから9月になれば、8月の交付税の決定が表れてきます。そのときに、一定の住民負担減を、私は考えていくべきじゃ、いうふうにあえて討論しちよきたいというふうに思います。以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成26年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案10号平成26年度周防大島町公営企業局会計予算について、賛成の立場から討論しちよきたいというふうに思います。

御承知のように、昨年はかなり厳しい予算でした。それは、東和病院に対する資産減耗費、これが5億円ぐらいあって、議員の側も非常に賛成するのが困難ではないかという状況でありました。

今回の実態的な部分は、実は医業収益及び医業外収益が、かなり大きく見積もっておるのが実態であります。例えば、医業収益でいえば、対前年2億9,270万9,000円の増を見込んでおります。これは、それぞれ入院、いわゆる業務量の増を見込んだ結果の内容です。これが、企業管理者が説明した時には、ある程度行けるのではないかということをおっしゃいましたが、これに到達するためにはかなり厳しい内容である、いわゆる収入増が非常に厳しい内容がある、というふうに見ております。ですから、やはり企業局の努力が一層求められておる、いうのは言うまでもない、というふうに考えております。

そしてまた、医業費用及び医業外費用、これで9,100万円の減と見込んでいます。これも、例えば消費税等が上がって、いわゆる病院の場合は、最終的な消費者なんです。ですから、消費税を払わんにやいけんところなんです。それからすると、かなり厳しい状況があるのではないか

と。やっぱりかなり厳しいものは言うまでもない。そういう中での繰り入れ動向です。

次に、それじゃあどこで節約していくかといえば、実際的には、今年度事業の大きな部分、例えば設備、いわゆる2億5,673万2,000円、主にはやすらぎの改修、そして、のり面工事が残っておりますが、その部分の節約、そして機器でいえば東和病院で6品目、橘病院で8品目、大島病院で7品目これらが大体、合わせて9,058万円の、いわゆる機器の購入費に充てられる部分です。これが、どれだけ節約するかというのが、歳出において非常にかかわってくる部分んじゃないかと、この辺もぜひ考えていただきたい。

特に、私はずっと言っているのは、公営企業局は、いわゆる住民全体の奉仕者をする部分だ、仕事部分だということを再度提起しておきたいというふうに思います。

といいますのは、かなり今から先、国、県の動向によって公営企業局、運営そのものが厳しくなってくる、いう面がもう予測できておりますので、それに耐え得るような運営、これをしていただきたい。これが賛成討論に当たってのテーマであります。以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号、討論はありますか。平川議員。

○議員（2番 平川 敏郎君） 2番、平川です。議案第22号、本議案に賛成の立場で述べさせていただきます。

本町が誕生しまして、はや10年が経過しようとしております。市町村合併の目的が、専門職の強化ということでございました。しかしながら、町村においては専門職の強化というのは、今だかつて何か難しい問題が随分ございます。

本町には、その専門職の強化という意味では、何年も業務に携れた職をやられた方を必要不可欠で再任用というときが、いずれ到来するときが来ると思うわけでございます。住民の声では、若い人材の方が雇用の場が少なくなるという声もございます。しかしながら、この議案に対して、私は賛成の立場で述べさせていただきます。

どうか、皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第22号周防大島町職員の再任用に関する条例の制定について、反対の立場から討論をしちよきたいというふうに思います。

実は、この再任用については、町長が補足説明であったように、民間においては13年ごろから始まりました。私は、これはもともと諸刃の刃という言い方をしております。といたしますが、過疎地においてはますますバランスが悪くなるという部分があるんです。例えば、きちっとした定数を維持していかなければ、基本的にはかなり難しい部分がある。やっぱり若者の雇用をふやすべきだ、というのが私は基本にあります。公務員の皆さん方が年金をもらうまでの間、少なくとも1年、今でいえば1年ですか。62歳ですから。そうすると、実際的には、私は結果としては、やっぱり最初から言ってるように若者の雇用を圧迫する面が大きくなる、というのが私の見解であります。また、実際的に、いわゆる退職金等についてもかなり厳しい側面があって、積み重なりましたが、今この1年間をきちっと公務員の皆さん方として、新たな雇用の場に、いわゆる、すること、これに私は反対する人はいないというふうに考えております。そうすれば、実際的には、条例はなくても構わないのではないかとというのが私の見解であります。以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第22号周防大島町職員の再任用に関する条例の制定について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



議案第24号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第24号周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第25号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第25号周防大島町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第26号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第26号周防大島町船舶職員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正について、委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第16. 報告第3号

○議長（久保 雅己君） 日程第16、報告第3号変更契約の専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 報告第3号は、工事の変更請負契約の締結についての専決処分の報

告であります。

平成25年度長浦スポーツ海浜スクエア総合グラウンド人口芝生化新設工事は、昨年9月に広島市の株式会社スポーツテクノ和光と請負契約を締結し、工事を進めてまいりました。

変更の主な内容といたしましては、当初、排水施設工として既設水路を転用して施工する予定でしたが、この2次製品の側溝を掘り起こしたところ、劣化が進み転用は難しいと判断したことに伴い、側溝を新設と変更いたしました。また、外周部分は一部天然芝のままとしておりましたが、今後の維持管理経費を考慮して、砂入り人工芝760㎡を追加いたしました。

これに伴い、請負代金を増額することが必要となり、2ページの専決処分書のとおり、原契約の8,766万4,500円に426万5,100円を増額した、9,192万9,600円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成26年3月12日に専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

○議長（久保 雅己君） 以上で執行部の報告を終了します。

---

#### 日程第17. 議案第45号

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議案第45号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

○総務部長（星出 明君） 議案第45号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）につきまして補足説明をいたします。

本日配布いたしました、追加補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費の限度額について、3ページの第1表のとおり定めるものであります。

社会福祉施設整備事業経費を初め、年度内完了が困難となりました事業につきまして、関係機関と協議の上、翌年度に繰り越すもので、先の12月定例会において御議決いただきました繰越明許費に追加するものであります。

以上が、議案第45号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わります。

○議長（久保 雅己君） 補足説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はありますか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、示された繰越明許費補正、これは農林水産業費、水産業費、項ですね。事業名、これが海岸保全整備事業、金額が6,084万円、ということで繰越明許の案

としてなっております。ここで、実際的に、質疑をしておきたいのは、いわゆる繰り越しの事由が非常に定かでない、というのが1点です。いわゆる今、星出部長のほうも繰り越し事由、ただ困難になった、いうだけで繰り越して果たしていいものかどうなのか、ということなんです。私は、きちっとした繰越事由及び、また繰越額、例えばこの6,000万円でいえば、ほとんどが海の部分が全く進んでない、というのが中身ではないかというふうに考えております。そこで、質問は繰越率は、当然数字がすぐ出ると思います。その中で示していただきたいんですが、私は先ほど言った海の部分が大部分、ほとんどが結局は手が付けられてない。そのことによる繰越額、いうことは間違いないのではないかというふうに思いますが、実際的にどうなのか、答弁を求めます。そして、この海の部分ができなかった理由、今まで調べてきましたが、実際的には台船、いわゆる船の部分の手当てがつかない、いうことで、実際的には言われております。そういう中で、ほいじゃあ、いつ海の部分ができないというふうに、元請若しくは下請から出されたのか、ということなんです。

町からすれば、繰越明許をするときにはかなりの、いわゆる調査が必要です。その中で、実際的に、いつその手ができないということができたのか、これが2つ目の質問です。

そして3つ目が、仕様特記等を見てもみますと、実際的には11月から12月、これは地元漁師の方から、実は漁の時期が重なるからこらえていただきたいという文章が出てきておるんじゃないかというふうに思いますが、これはどういう出方がされたのか、いうことで質疑をしたいというふうに思います。答弁を求めます。

○議長（久保 雅己君） 佐川産業建設部長。

○産業建設部長（佐川 浩二君） それでは、5款の農林水産業費の海岸保全整備事業でございます。

繰越理由ということでございます。これも先ほど議員さんがおっしゃられたように、通常、イワシ網漁の漁期が6月上旬から10月下旬であるために、9月にこの工事につきましては、請負契約を締結後11月上旬から海上施工に入る予定でございました。それから漁業者のほうから要望によりまして、漁期を11月下旬まで延長してほしいという要望がございました。そのために海上施工のほうで着手が1か月程度ずれ込むことになりまして、当初手配しておりました潜水士やら工事台船がキャンセルとなりまして、再度、手配するのに、今、全国的にも昨今の入札不調等引き起こしておりますけれども、まあ専門職、特に特殊作業員等でございますけれども、その不足と工事用機器材の不足が深刻な状況でございます。そういったことでありまして、そういう地区におきましても、再度手配は非常に困難であったということでもあります。しかし、業者との協議の中で、この3月中には台船、特殊作業員等は手配できるというめどが立ったということは確認しております。以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） いわゆる特殊な事情等と、いわゆる手配ができないということですが、通常、台船やら、いわゆる潜水の仕事の方、その方々がおらんからといって、実際的には、繰り越しの理由になるかどうか、これが問題なんです。町長のほうは問題ないというふうに認識しちよつるかもわかりませんが、通常、災害等で、実際的に繰り越しというのは一定程度それは理解できます。しかし、技術者や台船がおらんということは、実際的には、それまでの台船のあるところが、新たな契約で別の現場に行く、そのことによって、実際的には台船がおらない、というのが実態ではないか。その後の入札の、実際的に、「後から言ってくださいや疑問があれば。」実際的には、いわゆる例えば11月中旬に、いわゆる工程の中身を変える、いうことを議論されて、ほいで契約をしようとしたが、結局は台船がおらないことを盾にほんとに契約が履行ができなかったというのが実際の状況ではないかと。そのことによって、町長は仮に、それはいいんだということになりますと答弁をさせていただきたいというふうに思います。答弁を求めたい。さっきから大分言いたそうなですから、どうぞ言ってください。答弁席で。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 言いたそうなわけじゃないんじやけど、今、部長が答弁したのを聞いたと思われませんが、要するに漁期の関係上、イワシ網のその作業をするのに支障があるので、11月の下旬まではその工事をストップしてほしいというのは、これは台船があるとかないとかじゃなくて、要するに漁業者のほうの要望を入れただけの話でありまして、その後台船を確保して、そして、今3月末までに何とか間に合うか、ということになっておりますが、当然工事の関係でございますので、3月末を飛び越してから工事を進めるためには、このような繰越明許費の議決をいただいとって、安全に、今工事を進めていくというのが事実だと思っておりますので、特に、台船が見つからなかったから、この繰越明許の議決をいただこうというものではないというふうに思っております。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 実際的には、町は9月以降にいろんな工事発注をしております。それでまた、台船をそれなりに動いている、町内の台船も動いております。しかし、実態として先ほど答弁されたように、台船及び潜水士がいないということで、繰越明許を今提案しちよるのは間違いない事実なんです。これは今後ともそういうことが続けば、例えばいろんな監査がありますが、監査が入ってから、実際的には、今言いよることと中身が違えば、当然変なことになるんじゃないでしょうかという危惧を、私は言いよるわけです。以上で質疑を終わります。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回、4つの中身があります。社会福祉施設整備事業経費については、県議会最後ごろ通過しちよるんじゃないかというふうに思います。また、観光一般経費は3月補正で生まれた部分ですから、これもやむを得ない。道路新設改良事業についてもやむを得ないというふうに考えております。

ただし、いわゆる水産業費、海岸保全整備事業、6,084万円の繰り越しであります。私は、年明けからずっと現場を調査させていただきました。それで、実際に全く工事がされようとしておりません。これ実態です。海の部分は全額繰り越し。例えば、11月に変更契約、中身の変更をすれば当然1月からどうするのか、2月からどうするのか、3月からどうするのか、これが全くない中で今日まできちよる、というのが実態なんです。私は、議員としてそういうやり方は絶対許されない。これが、私の考えであります。町長はそれはええと言うかも知れませんが、私はだめだと。やっぱり、先ほど危惧したようにその時々には監査が入ります。監査が入ったときにどういう取り扱いになるのか。議員の皆さん方も、ぜひこの点を重く受けとめていただきたい。検査院が入ったときに、それじゃあどうするのかといたら、一目瞭然、明らかであるというふうに、私は、それだけ厳しいものだというふうに見ております。

またこれが、本質的な中にもうちょっと深く言うと、いわゆる指名競争入札、いろいろな入札やりますが、指名審査会の中に一般でも、特定でも、何千万円でも仕事ができるちゅうような発想で、曖昧にしちよるから、この問題がいつまでも解決しない。やっぱり、職員の立場からすれば、3,000万円以上については、一般は、いわゆる下請契約できないんだということを、きちっと捉えておれば、今まででも改善できちよる。これは、指名審査会の中身にも、私は、問題がある、いうふうに考えてます。こういうことを一つ一つ片付けていって、ほんとに職員の皆さん方に信頼を得てくる。これが、私は、町長の仕事だというふうに考えております。そういう立場から、今回の繰越明許の、いわゆる海岸保全整備事業6,084万円については、反対の立場を明確にしておきたい、いうふうに思います。以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありませんか。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第45号平成25年度周防大島町一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18. 議員派遣について

○議長（久保 雅己君） 日程第18、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり、議員を派遣したいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

---

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された議案の審議は全て議了いたしました。

これにて平成26年第1回定例会を閉会します。

午前11時26分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 平川 敏郎

署名議員 田中隆太郎